

広域的地域活性化のための基盤整備に関する 法律の一部を改正する法律について — 二地域居住の促進 —

国土交通省 国土政策局 総合計画課 おほら ひろあき 小原 宏朗
広域地方政策課 おおむら しんたろう 大村 進太郎

1

はじめに

令和に入って初めての国土形成計画が2023（令和5）年7月に閣議決定された（本誌2023年12月号でも紹介）。国土形成計画は、国土の上で営まれる人々のさまざまな活動の有り様を含め、人と国土の関わり合いに焦点を当てながら、均衡のとれた国土の発展を目指す総合的かつ長期的な計画である。

本計画では、国土全体にわたって新時代を拓く地域力を結集し、未来へとつなぐ「新時代に地域力をつなぐ国土」を国土づくりの目標として掲げ、国土の基本構造として「シームレスな拠点連結型国土」の構築を位置付けている。そのために日常生活レベルでは、市町村界にとらわれず、分野の垣根を越え、官民のパートナーシップにより暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成等により、地域の魅力を高め、地方への人の流れの創出・拡大を図ることとしている。

2

二地域居住の意義及びそれを 踏まえた対応

その実現に向け、重要な方策の一つが、二地域居住・多地域居住の促進である。主な生活拠点と

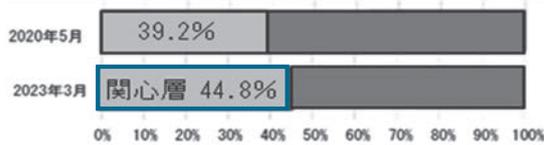
は別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方である二地域居住は、地方への人の流れを生み出すものとして、地域における担い手の確保や、地域住民との交流を通じた新たなビジネスの創出など、さまざまな面で地域の活性化に資するものである。これまでも、国土交通省では令和3年に設立された「全国二地域居住等促進協議会」の事務局を務めるなど、自治体や関係団体と連携し、二地域居住の促進に向けて取り組んできたところである。

昨今、デジタルツールやAI、IoTの普及等に加え、コロナ禍を経てテレワークをはじめとするデジタルを活用した暮らし方・働き方への転換が進んでおり、同時に、地方への関心も高まっている。具体的には、コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、特に20歳代では、約半数（44.8%）が関心を示している。また、二地域居住等を行っていない方々を対象に実施したアンケートでは、約3割（27.9%）が二地域居住等の関心層であったとの結果が出ている。一方、地方移住に当たっては、仕事、生活環境、コミュニティといった懸念があることも示されている（図-1）。

このような中、多くの自治体においても、移住を視野に入れたものを含め、地域の魅力のPRや希望者への支援策の紹介など、二地域居住の促進

- コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、20歳代の約半数が関心あり（令和5年4月内閣府調査）。
- 二地域居住等を実施していない人のうち、約3割が関心あり。二地域居住の実施者の世帯年収は中間層がボリュームゾーン（令和4年度国土交通省調査）。
- 地方移住に当たっては、住まいのほか、移住先でのなりわい（仕事）や、買物や公共交通等の利便性、人間関係や地域コミュニティを懸念として挙げる人が多い。

地方移住への関心（20歳代）



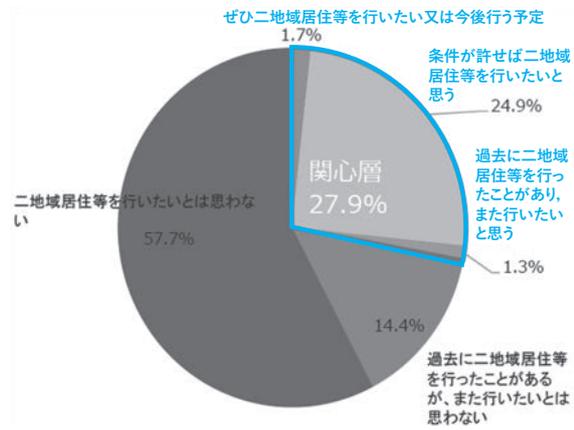
（出典）内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和5年4月）
（備考）東京都、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。

地方移住に当たっての懸念



（出典）内閣官房 第6回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（令和5年4月）
（備考）東京圏在住で地方移住に関心がある人 ※令和5年3月

二地域居住等への関心



（出典）国土交通省「二地域居住に関するアンケート」（インターネット調査（令和4年8月31日～9月12日）
※本アンケートは、18歳以上の全世代に対して実施しており、全体の回答者は約12万人。

図－1 移住・二地域居住等への関心

に向けたさまざまな取組が進められている。

こうした機運を捉え、二地域居住等のさらなる促進を図るべく、国土交通省 国土政策局では国土審議会推進部会の下に「移住・二地域居住等促進専門委員会」を設置し、二地域居住等に係る課題や政策面を含めた対応などの議論を進め、2024（令和6）年1月にとりまとめを行った。

また、同専門委員会における議論も踏まえ、2024（令和6）年2月に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会（第213回国会）に提出した。当該法律案は4月25日衆議院議了、5月15日参議院議了により成立、5月22日に公布されている。

以下、「移住・二地域居住等促進専門委員会」の中間とりまとめの概要と、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」について紹介する。

3 「移住・二地域居住等促進専門委員会」について

二地域居住の促進に当たっては、現場レベルの

視点から、希望者側と受入れ側の双方の課題やニーズに即して議論を行うことが重要である。このため、専門委員会では、自治体や民間などそれぞれの立場で二地域居住の促進・実践に携わっている方々に委員として参画してもらい、取組事例や課題認識を紹介いただくとともに、関係省庁にも協力を得て、実地的な検討が行われた。その結果、中間とりまとめでは、二地域居住者や二地域居住を希望する方々が直面する大きなテーマである「住まい（住環境）」、「なりわい（仕事）」、「コミュニティ（地域づくりへの参加）」の三つの観点から、二地域居住等の促進に当たっての課題と対応の方向性について整理が行われた。

まず、住まい（住環境）に関しては、若者・子育て層等の多様なニーズを踏まえた住まいの確保や、二地域居住に係る経済的負担の軽減、子育て等に対する住環境の充実などが課題として挙げられている。その対応の方向性としては、空き家の活用支援やシェアハウスの活用・整備、若者・ファミリー層の住宅取得や改修等のコスト面の支援、オンデマンド交通やデジタルの活用等による

生活環境の向上などを図るべきとされた。

続いて、なりわい（仕事）に関しては、場所にはばられない働き方（転職なき移住）への対応や、二地域居住者等のニーズに合ったなりわいの確保などが課題として挙げられている。この点については、シェアオフィス等の整備やコワーキングスペース整備による交流機会の確保・新たなビジネス機会の創出、職業のマッチングや就業後の人材育成・定着等への支援、副業による地域との関わり合いの創出を図るべきとされた。

さらに、コミュニティ（地域づくりへの参加）に関しては、地域住民とのコミュニケーション不足や二地域居住者等と地域住民をつなぐコンシェルジュ的な人材の不足などが課題として挙げられている。その対応として、既存施設を活用した定住・交流促進施設の整備等による地域交流の場の創出、二地域居住者等が円滑に地域のコミュニティに溶け込めるような仕組みづくり、地域のビジョンやどんな人に来てほしいか等についての情報発信等を図るべきとされた。

また、横断的事項として、施策間連携・地域間連携・官民連携の強化や学びの環境づくりなど、対応すべき課題について整理がされた。

これらも踏まえつつ、新たな制度設計が求められる事項について、提言がされた。具体的には、地域の実情に応じて市町村が中心となって二地域居住等の促進に向けた計画を作成し、各種法令手続きの円滑化等により取組を促進すること、二地域居住等の促進に関する活動を行う民間事業者やNPO法人等の指定制度を創設し、官民連携により「住まい」、「なりわい（仕事）」、「コミュニティ」に係る事業をパッケージで促進すること、市町村や都道府県に加え、地域の暮らしに関わる民間事業者を含めた協議会を設置し、情報の連携や提供などの地域連携を促進することが示された(図-2)。

4 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」について

今般改正する「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」は、2007（平成19）年に、

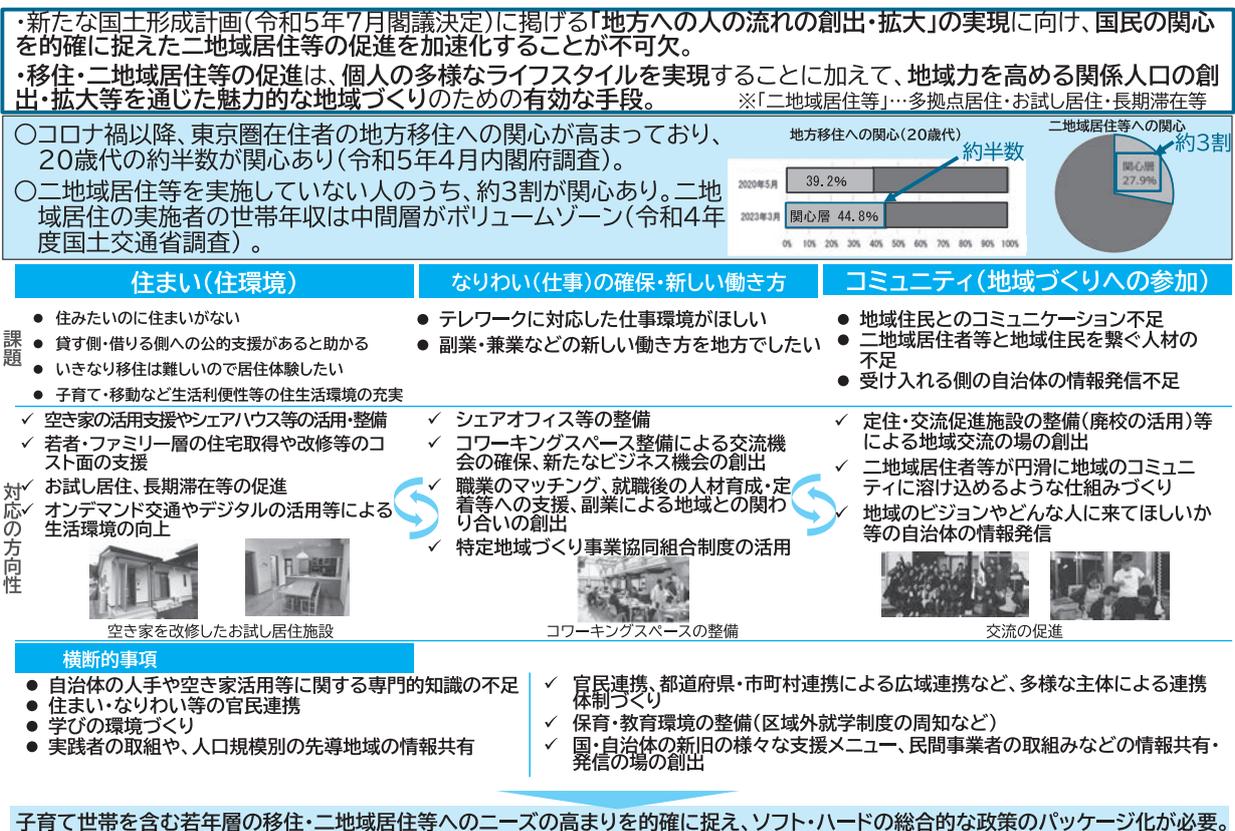


図-2 国土審議会推進部会 移住・二地域居住等促進専門委員会 中間とりまとめの概要

国土形成計画・広域地方計画の実行性を高めるために制定された。広域にわたる活発な人の往来等を通じた地域の活性化を図ることを目的として、国際的なイベントの開催や観光事業など、広域からの来訪者を増加させる活動を「広域的特定活動」、その活動の拠点となる会議場施設や観光施設を「拠点施設」として位置付け、都道府県が広域的な地域活性化基盤整備計画に基づいて実施する拠点施設周辺のインフラ整備事業を支援することが主な内容である。

今般の改正は先述した専門委員会の指摘を踏まえてのものであり、まず、二地域居住を「特定居住」、すなわち「当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めること」として新たに位置付け、広域的特定活動に、特定居住の促進に関する活動を追加することとした。合わせて、主な改正事項として、二地域居住促進のための市町村計画制度の創設、二地域居住等支援法人の指定制度の創設、二地域居住促進のための協議会制度の創設の三つを掲げている。つまり、「都道府県・市町村の連携」、「官民の連携」、「関係者の連携」の三つの連携を推進する仕組みづくりにより、二地域居住を促進する趣旨である。

まず、「都道府県・市町村の連携」について、新たに市町村計画制度を設け、都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的な地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画（特定居住促進計画）を作成することが可能としている。特定居住促進計画には、二地域居住を促進する区域、地域の将来像や求める二地域居住者像などを含めた二地域居住に関する基本的な方針、住宅やコワーキングスペースなどの拠点施設の整備に関する事項等を定め、計画に位置付けられた二地域居住者向けの施設整備について、法律上の特例や予算面の措置により、支援を行うこととしている。

次に、「官民の連携」について、市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業（不動産会社等）を特定居住支援法人として指定することができることとし、空き家等の情

報、仕事情報、イベント情報などの関連情報の提供や助言を行うことで、その活動の円滑化を図ることとしている。この特定居住支援法人が、二地域居住者と地域住民との間でコーディネーターとしての役割を果たすこととなる。

さらに、「関係者の連携」として、二地域居住促進のための協議会制度を創設し、当該市町村、都道府県のほか、特定居住支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする特定居住促進協議会を組織することが可能とした。

計画の作成に当たっては、二地域居住を促進するエリアをどのように設定するか、二地域居住者に地域とどう関わってほしいかなど、二地域居住に関するビジョンについて、関係する民間事業者も含め、官民で話し合いを進めて意思決定をすることが重要となる。

すなわち、本協議会も活用しながら、計画の策定を通じてどのような地域づくりを行いたいかを明確化すること、計画に位置付けた施設の活用方を具体的に検討すること、二地域居住者が地域に溶け込むために求められる事項を示すこと、等が肝要となると考えている（図-3）。

5 おわりに

先述のとおり、二地域居住の促進は、地方への人の流れを生むとともに、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、関係人口の創出・拡大等につながるといった社会的な効果があると考えている。また、二地域居住を行う個人にとっても、多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、新たな暮らし方・働き方の実現、新たな学びの機会の創出等につながるといった意義がある。

現在、国土交通省では、新たな制度の下、二地域居住の促進を通じた地域づくりに積極的に取り組む自治体をしっかりと支援すべく、改正法の円滑な施行に向けた検討・調整を進めている。

ここまで述べたとおり、二地域居住の促進に当

※1法律上は「特定居住」

概要

1【都道府県・市町村の連携】二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
 - ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県(広域的地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】

⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置





<住宅> <コワーキングスペース> ◀整備イメージ▶

図-3 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律 概要

たってはさまざまな主体の連携や、幅広い取組が必要となることから、関係者の御協力をお願い申し上げます。次第である。

【参考】

- 国土審議会推進部会移住・二地域居住等促進専門委員会

<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s104-ijuunichiikikyoojuu01.html>

- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku01_hh_000205.html